

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 222

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで

国民年金制度発足当初、町内会長による国民年金の加入勧奨を受けて、私と夫は、国民年金制度を理解することなく強制被保険者として加入手続を行ったものと思う。その後、当該町内会による保険料の集金の都度、何の疑いを持つこともなく当たり前のように二人分の国民年金保険料を納めてきた。ところが、昭和 39 年 10 月ごろ、A 市役所の担当者から、「ご主人は、厚生年金保険に加入しているので国民年金に重複加入できません。また、あなた（申立人）は、ご主人が厚生年金保険に加入しているので、国民年金の加入が任意となり保険料を納付しなくてもいいですよ。」との突然の連絡にびっくりしたことを鮮明に記憶している。

私は、昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの強制加入期間について、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月 31 日に払い出され、35 年 11 月 30 日にさかのぼって強制加入被保険者として資格を取得し、当該資格を喪失する 39 年 10 月 26 日までの間は強制加入被保険者の資格を有していたことから、申立期間の国民年金保険料を納付することが

可能であったものと考えられる。

さらに、申立人の市町村国民年金被保険者名簿をみると、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間について、国民年金保険料を納付期限内にすべて納付していることが確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人がわずか 4 か月の現年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 11 日から 33 年 11 月 14 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

私は、A社B工場を出産のため退職したが、退職の際、会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した記憶も無い。

受け取ったことの無い脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、最初と最後の被保険者期間を請求し、中間の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険記号番号で管理（未請求期間となっている被保険者期間の同記号番号は、脱退手当金支給決定前の昭和 34 年 2 月 18 日に申立期間の同記号番号に重複取消処理済み。）されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和 34 年 6 月 * 日に婚姻し「C（旧姓）」から「D」に改姓しているが、申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、氏名変更処理が行われているのは脱退手当金支給決定日である 36 年 3 月 7 日から相当期間経過した 50 年 2 月 18 日であることが確認できる上、申立

人の厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険記号番号払出簿及び申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名及び生年月日が異なって記載されている記録が確認でき、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、一部の記録を除き訂正されておらず、当該支給記録には疑義がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福井厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月17日から同年5月16日まで

私は、昭和45年4月4日にB社（当時はC社）に入社後、52年9月1日に子会社であるA社へ出向したが、54年春の人事異動で親会社であるB社に戻り、平成8年9月15日に退職するまで同社に継続して勤務した。入社から退職まで私の給与から厚生年金保険料が継続して控除されており、A社及びB社は、社会保険事務所（当時）への届出誤りを認めているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「社員給与明細表」の記録、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和54年5月15日にA社を離職したとする雇用保険の加入記録及び事業主（A社及びB社）が「申立人のA社の資格喪失日は、本来、昭和54年5月16日とすべきところ、同年4月17日と届出したと思われる。」旨回答していることから、同年5月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人

に係る「社員給与明細表」の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 54 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に賞与を支給されたが、当時、賞与支払届が未届となっており、事業主が22年7月6日に年金事務所に対して当該支払届をさかのぼって提出した。

賞与から標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る賃金台帳一覧から、申立人は、40万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 223

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から平成元年 6 月まで

平成 19 年 5 月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入であるとの回答を受けた。申立期間の国民年金保険料については、昭和 50 年 10 月から 52 年ごろまでは役場から来ていた集金人に数千円程度納めており、手書きの領収書をもらっていた。52 年ごろからは住居表示が変わった以降は、地区(A組)の班長が集金に来ており、母親又は妻が納めてくれていたはずである。

今回、地区の班長となったところ、前任者から引き継いだ当該地区の徴収台帳に、申立期間の一部である昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料を納付した記録が存在していることが確認できたので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が居住していた地区の納付組織の徴収台帳に申立期間の一部である昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料を納付した記録が存在していると申し立てている。

しかしながら、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオンライン記録を確認したところ、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録が確認できないことから、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人から提示された納付組織の「徴収台帳」をみると、申立人の世帯において昭和 60 年 1 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料を

納付した記録は確認できるものの、当該台帳には、当時の毎月一人分の保険料相当額が徴収額として記載されているところ、申立人の妻に係る市町村国民年金被保険者納付記録票及びオンラインの納付記録と一致することから、当該台帳の徴収額は妻の国民年金保険料であると考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 224

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から47年3月まで

私たち夫婦は、ねんきん特別便によって国民年金の未納期間が83か月あることを初めて知った。

私たち夫婦の国民年金については、父親が加入手続を行い、以後、両親が私たち夫婦の国民年金保険料を自分たちの分とともに自治会の集金担当者の自宅に持参して納付してくれていたため、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月19日に夫婦連番で払い出されており、40年5月にさかのぼって資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料は現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付をすることになるが、申立人からはこれらの納付方法についての具体的な申立てが無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする両親は、既に死亡しているため当時の状況について確認することができない上、申立人自身は直接関与していないことなどから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等については不明である。

さらに、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市町村国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられな

い。

加えて、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から47年3月まで

私たち夫婦は、ねんきん特別便によって国民年金の未納期間が83か月あることを初めて知った。

私たち夫婦の国民年金については、養父が加入手続を行い、以後、養父母が私たち夫婦の国民年金保険料を自分たちの分とともに自治会の集金担当者の自宅に持参して納付してくれていたため、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月19日に夫婦連番で払い出されており、40年5月にさかのぼって資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料は現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付をすることになるが、申立人からはこれらの納付方法についての具体的な申立てが無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする養父母は、既に死亡しているため当時の状況について確認することができない上、申立人自身は直接関与していないことなどから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等については不明である。

さらに、申立人は、養父が申立人の国民年金の加入手続を行い、養父母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市町村国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられ

ない。

加えて、申立人の養父母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 10 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで
② 昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 17 年に A 社に入社し、B 事業所から C 事業所、本社 D 部 E 課を経て、各支店等において同社が解体され F 社に移管された 26 年 5 月まで継続して勤務しており、この間、途中で退職することもなく移管後の F 社に 57 年まで勤めたので、申立期間に厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社から事業を移管された F 社が保管している A 社の人事記録から、申立人は、申立期間①及び②当時、A 社 C 事業所及び同社本社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社 C 事業所及び同社本社は、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており（保険料徴収は昭和 19 年 10 月 1 日から開始）、申立期間①及び②当時は両事業所とも労働者年金保険適用事業所ではないことが確認できる。

また、F 社は、「申立人の人事記録から申立人が A 社 C 事業所及び同社本社に勤務していたことは確認できるが、当該記録以外に申立期間①及び②当時の関連資料が無いため、申立人の給与から労働者年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している。

申立期間①について、申立人からは申立期間の労働者年金保険料の控除について、具体的な供述が得られないほか、申立人が名前を挙げた同僚 2

人から労働者年金保険料の控除等について聴取したが、積極的な供述が得られなかった上、当該同僚のオンライン記録をみると、A社C事業所における申立期間の労働者年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

また、申立期間②について、申立人からは申立期間の労働者年金保険料の控除について、具体的な供述が得られないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、当該名簿の先頭ページには「〇改」の表示がなされていることから、同社は、労働者年金保険の適用範囲が拡大され、労働者年金保険が厚生年金保険と改称された昭和19年6月に厚生年金保険の適用事業所となった事業所（保険料徴収は昭和19年10月1日から開始）であることが確認できる上、当該名簿には、新規適用年月日と同一日で被保険者資格を取得している者が1,976人存在し、これらの者の被保険者記号番号は連番で付番されていることが確認できることから、同社では、厚生年金保険の新規適用となった時点において、従業員を一斉に厚生年金保険に加入させたと考えられる。

さらに、申立人の当該被保険者記号番号の前後60人について、オンライン記録をみると、申立人及び申立人の同僚2人と同様に申立期間において労働者年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における労働者年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。